

平成 25 年 8 月 14 日
(最終改正 平成 26 年 7 月 30 日)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会開催要領

1. 趣旨

食品製造における工程管理については、これまでコーデックスにおいてガイドラインが示されている HACCP による衛生管理を普及推進してきたが、海外の動向などを踏まえると、国際的基準との整合化を図り、更なる食中毒の発生防止、食品衛生法違反食品の製造等の防止を図る必要がある。

また、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、食品の大幅な輸出促進が求められる中、海外から求められる安全基準に対応する HACCP の普及が不可欠となっている。

こうした状況を踏まえ、食品製造における衛生管理について、HACCP による工程管理を普及推進するための食品衛生上の施策等について検討することを目的として「食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2. 検討事項

- (1) 食品製造における衛生管理について、HACCP による工程管理を普及推進させるための施策等について検討する。
- (2) HACCP による工程管理の普及推進に係る(1)の具体的内容について検討する。
- (3) その他必要な事項について助言を行う。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。また、農林水産省の職員にオブザーバーとして出席を求める。
- (2) 検討会は必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度、求めることができる。
- (3) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、検討会を招集し、これを主宰する。
- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課において行う。
- (7) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。

(別 紙)

【構成員名簿】

氏 名	職 名
五十君 静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
池戸 重信	公立大学法人宮城大学名誉教授
内堀 伸健	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 執行役員 本部長
川崎 一平	(一財)食品産業センター技術環境部部长
工藤 操	(一財)消費科学センター理事
高谷 幸	(公社)日本食品衛生協会専務理事
田崎 達明	東京都保健福祉局健康安全部食品監視課長
大澤 幸弘	(株)イトーヨーカ堂 QC室総括マネージャー
山本 茂貴	東海大学海洋学部水産学科教授